

食品表示基準の概要

平成26年9月

消費者庁食品表示企画課

資料 1

(再配布)

食品表示基準の策定について

食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第4条の規定に基づき、食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準(食品表示基準(内閣府令))を策定する必要。

※ 策定に係るスケジュール

平成25年11月～ 消費者委員会食品表示部会において審議

(パブリックコメントに至るまでに、食品表示部会が4回、栄養表示に関する調査会が6回、生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会が5回、加工食品の表示に関する調査会が8回開催された。)

平成26年7月 パブリックコメント

平成26年秋 消費者委員会に諮問

平成26年冬 厚生労働省、農林水産省及び財務省と協議

平成27年6月末までの政令で定める日 施行

パブリックコメントの概要

- ・意見募集期間：平成26年7月7日(月)～平成26年8月10日(日)
- ・意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス
- ・寄せられた意見総数：4,329件
(このほか、今回の意見募集と関係しない意見が270件)

3法に基づく基準統合のイメージ

<JAS法関係> (52基準)

○加工食品品質表示基準(1基準)

○個別の品質表示基準(加工) 46基準

- ①農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準
 - ②トマト加工品品質表示基準
 - ③乾しいたけ品質表示基準
 - ④農産物漬物品品質表示基準
 - ⑤野菜冷凍食品品質表示基準
 - ⑥ジャム類品質表示基準
 - ⑦乾めん類品質表示基準
 - ⑧即席めん類品質表示基準
 - ⑨マカロニ類品質表示基準
 - ⑩パン類品質表示基準
 - ⑪凍り豆腐品質表示基準
 - ⑫ハム類品質表示基準
 - ⑬プレスハム品質表示基準
 - ⑭混合プレスハム品質表示基準
 - ⑮ソーセージ品質表示基準
 - ⑯混合ソーセージ品質表示基準
 - ⑰ベーコン類品質表示基準
 - ⑱畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準
 - ⑲煮干魚類品質表示基準
 - ⑳魚肉/ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準
 - ㉑削りごし品質表示基準
 - ㉒うに加工品品質表示基準
 - ㉓うにあえもの品質表示基準
 - ㉔うなぎ加工品品質表示基準
- ㉕乾燥わかめ品質表示基準
 - ㉖塩蔵わかめ品質表示基準
 - ㉗みそ品質表示基準
 - ㉘しょうゆ品質表示基準
 - ㉙ウスターソース類品質表示基準
 - ㉚ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準
 - ㉛食酢品質表示基準
 - ㉜風味調味料品質表示基準
 - ㉝めん類等用つゆ品質表示基準
 - ㉞乾燥スープ品質表示基準
 - ㉟食用植物油品質表示基準
 - ㊱マーガリン類品質表示基準
 - ㊲調理冷凍食品品質表示基準
 - ㊳チルドハンバーグ品質表示基準
 - ㊴チルドミートボール品質表示基準
 - ㊵チルドぎょうざ類品質表示基準
 - ㊶レトルト/パウチ食品品質表示基準
 - ㊷調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準
 - ㊸炭酸飲料品質表示基準
 - ㊹果実飲料品質表示基準
 - ㊺にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準
 - ㊻豆乳類品質表示基準

○生鮮食品品質表示基準(1基準)

○個別の品質表示基準(生鮮) 3基準

- ①玄米及び精米品質表示基準
- ②しいたけ品質表示基準
- ③水産物品質表示基準

○遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(1基準)

<食品衛生法関係> (5基準)

- ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令
- ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令
- ・乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準
- ・栄養機能食品の表示に関する基準
- ・容器包装の面積により表示を省略することができる食品

食品表示基準 (案)

○加工食品

- ・横断的義務表示
- ・個別的義務表示
- ・表示の方式等
- ・表示禁止事項

○生鮮食品

- ・横断的義務表示
- ・個別的義務表示
- ・表示の方式等
- ・表示禁止事項

○添加物

- ・義務表示
- ・表示の方式等
- ・表示禁止事項

<健康増進法関係> (1基準)

栄養表示基準

パブコメ案のポイント(詳細は14頁以下)

1. 3法に基づく基準の統合
食品衛生法、JAS法、健康増進法それぞれに基づく表示基準を一本化
2. 現行制度からの主な変更点(項目のみ)
 - ① 加工食品と生鮮食品の区分の統一
 - ② 製造所固有記号の使用に係るルールの改善
 - ③ アレルギー表示に係るルールの改善
 - ④ 栄養成分表示の義務化
 - ⑤ 栄養強調表示に係るルールの改善
 - ⑥ 原材料名表示等に係るルールの変更
 - ⑦ 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善
 - ⑧ 通知等に記載されている表示ルールの一部を基準に規定
 - ⑨ 表示レイアウトの改善

パブコメ案からの主な変更点①

1 製造所固有記号の使用に係るルールの改善

(第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項、第十条第一項第七号、同条第二項第三十二條第一項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項、同条第三項第五号、同条第四項関係)

＜パブコメ案＞

- ・原則として、**2以上の工場で製造する商品のみ**に利用可能
- ・**製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示**
 - ①製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - ②製造所所在地等を表示したHPアドレス等
 - ③当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

(例)

名称	パン
原材料名	小麦粉、糖類、卵、ショートニング、脱脂粉乳、イースト、食塩、(原材料の一部に大豆を含む)
内容量	6枚
賞味期限	平成26年7月31日
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください
販売者	〇〇食品(株) K S 東京都千代田区 永田町2-1-1

製造所固有記号

(注) 上記消費者庁案に加え、食品表示部会において、委員から以下の案が提案された。

- ① 製造所又は加工所の所在地を表示することが原則であり、例外規定である製造所固有記号の使用は認めない。
- ② 例外規定を認める条件を明確化し、表示面積により記載が難しいなど、定められた条件を満たした場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- ③ 例外規定として、「共用包材によるコスト削減のメリットがある場合」、「表示可能面積に制約がある場合」に加え「販売者が食品の安全性の責任を有するため販売者を表示する場合」を追加し、この3つのいずれの場合においても、製造所固有記号による表示を可能とする。
- ④ 例外規定として、自社の複数工場で生産をしている場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- ⑤ 消費者が製造所を知りたいということであれば、現行データベースの改善、応答義務、知りたい製造所を固有記号からたどれる仕組み(消費者の検索利用)、製造所固有記号の再審査制の4つの取組を行う。
- ⑥ 現行制度の問題点が整理されていない段階で、実態を踏まえずに大きな改正をすべきではない。冷凍食品の農薬混入事件と製造所固有記号とは直接の関係はないことから、現時点では、明らかに問題とされている消費者庁のデータベースの改善措置のみ講じる。

[食品表示部会加工食品の表示に関する調査報告書(平成26年6月20日消費者委員会食品表示部会加工食品の表示に関する調査会)「9. おわりに」(1)製造所固有記号について より抜粋]

パブコメ案からの主な変更点①(続き)

<修正案>

- ・原則として、2以上の工場で製造する商品のみを利用可能(修正なし)
- ・製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示(修正なし)
 - ①製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - ②製造所所在地等を表示したHPアドレス等
 - ③当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

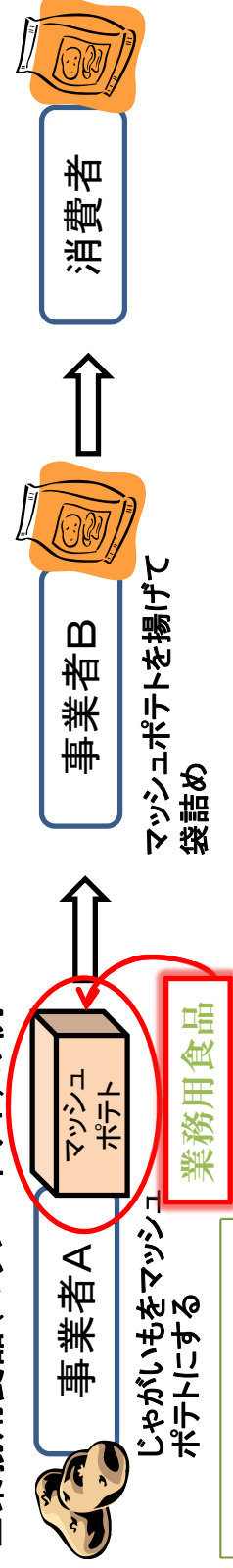
ただし、対象については、**業務用食品を除く**こととする。

【理由】

- ・一般の見直しが増の要因となることを防ぐため、包材の共通化という事業者のメリットを維持する。
- ・問合せ先等を表示することによって、消費者は、製造所を確認できるようになる。

- ・業務用食品(業務用スーパーで消費者が購入するものはこれに当たらない。)は、消費者には販売されないため、業務用食品の表示から消費者が直接情報取得することはない。
- ・業務用食品は、事業者間では規格書等により製品情報の伝達・管理がされるという慣習となっており、事業者において製造所所在地及び製造者の氏名又は名称が把握できないという事態は生じない。

■業務用食品(マッシュポテト)の例



主なパブコメ意見

- ・業者間では、納入仕入書等の交付が通例となっており、製造者に関する情報は、これで担保できる体制になっている。
- ・業務用製品は、事業者間の取引を前提としており、一般消費者に販売されるものではなく、連絡先等の情報は製品規格書等により取引先に提供されている。

パブコメ案からの主な変更点②

2 栄養成分表示の義務化に係るナトリウムの表示 (別記様式二、別記様式三関係)

<パブコメ案>

- ・栄養成分の義務表示としてのナトリウムの量については、「食塩相当量」で表示する。
- ・任意に「ナトリウム」の量を表示する場合、「食塩相当量」の次にナトリウムの量を括弧書き等で併記する。



熱量	●	kcal
たんぱく質	▲	g
脂質	△	g
炭水化物	■	g
食塩相当量	□	g
(ナトリウム)	◎	(mg)

<修正案>

- ・栄養成分の義務表示としてのナトリウムの量については、「食塩相当量」で表示する。(修正なし)
- ・任意に「ナトリウム」の量を表示する場合、ナトリウムの量の次に「食塩相当量」を括弧書き等で併記する。

【理由】

- ・消費者にとってナトリウムからの食塩相当量を理解することは難しいことから、「食塩相当量」の表示は必須と考える。
- ・他方、ナトリウムの量と食塩相当量を併記する場合は、ナトリウムの量を基本として食塩相当量を併記する表示方法(現に市場に広く流通)でも、食塩相当量の情報伝達は可能。

熱量	●	kcal
たんぱく質	▲	g
脂質	△	g
炭水化物	■	g
ナトリウム	◎	(mg)
(食塩相当量)	□	(g)

主なパブコメ意見

- ・実際には食塩を添加していない食品に「食塩相当量」という事項名で表示することは、消費者に食塩が配合された食品であるとの誤認を生じる可能性がある。
- ・従来どおり「ナトリウム」で表示できるようにしていただきたい。

パブコメ案からの主な変更点③

3 栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の考え方

(第三条第三項の表の栄養成分の量及び熱量の項の五、第三十二条第五項の表の栄養成分の量及び熱量の項の三、附則第六条関係)

<パブコメ案>

- ・**義務となる熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(「食塩相当量」で表示)の表示を省略できる小規模事業者を、消費税法第9条に規定する小規模事業者(課税期間の基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者)とする。**



<修正案>

- ・**当分の間、中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者)については、5人)以下の事業者)についても、栄養成分表示の省略を認める。**

【理由】

- ・食品表示一元化検討会報告書において例外的取扱いとすべき小規模事業者は「家族経営のような零細な事業者」であるが、特定の食品を製造する事業においては、売上高1000万円以下の製造事業者のみを家族経営的な事業者と捉えることは限定的すぎる。
- ・食品表示一元化検討会報告書において、原則として、全ての加工食品に栄養成分表示を義務化する方向性が示されているところ、中小企業基本法の小規模事業者を除いても、市場に流通する約9割の加工食品に栄養成分表示がなされると考えられるため、制度導入時ににおける義務化の達成度合として許容できる。

主なパブコメ意見

- ・和菓子製造事業者において売上額1000万円とは、製造原価や諸経費を差し引くと粗利益額は200万円程度であり、事業として成り立たない規模であって、現実的には存在しない。
- ・売上高は毎年変動すること等から、小規模事業者の考え方を消費税法に求めるべきではない。なお、「食品製造業における従業員規模別の企業数、製造品出荷額等」から推定すると、19人以下の製造品出荷額等が全体の7%であり、これを商品数量に相当すると捉えるならば、93%の商品に表示させることとなるため、中小企業基本法による「小規模企業者」の「20人以下」を免除対象としてもおおよそ90%の食品に栄養成分が表示されることとなる。

パブコメ案からの主な変更点④

4 栄養強調表示に係るルールの改善（低減された旨の表示）

（第七条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の項、
第二十一条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の項関係）

＜パブコメ案＞

【相対表示（コーデックスの考え方を導入）】

- ・**低減された旨の表示（※）**をする場合（熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム）【中略】には、絶対差に加え、新たに、**25%以上の相対差が必要**（栄養強調表示をするための要件の変更）

※ 表示例：○30%カット、△△～gオフ、××ハーフ



＜修正案＞

- ・**ナトリウムについては、食品の保存性及び品質を保つ観点から、25%以上の量を低減することが困難な食品については、相対差についての特例を認める。**

【理由】

- ・技術上25%以上低減することが困難なものについても、一律25%以上の相対差の基準を適用することは、事業者の自由な経済活動を阻害するため、特例を設けることが適当である。

主なパブコメ意見

- ・味噌（塩分12%）の製造では対水食塩濃度という指標があり、これが20%を割り込むと正常な発酵熟成が阻害され、おいしい味噌が製造できない。また、おいしさと減塩が両立するのは低減割合20%程度が限度である。
- ・しょうゆにおいて食塩は醸造微生物を制御するために必須のものである。これを低減するために、食塩を下げて醸造したり（低塩仕込）、全体に通常より濃厚な状態で醸造し（濃厚仕込）、最後に調整する方法が用いられるが、微生物が関与していることから、食塩の低減には限界があり、しょうゆの特例においては20%以上の低減割合とされている。したがって、これらの方法で低減割合を25%以上に引き上げることは技術的にできない。

パブコメ案からの主な変更点⑤

5 小包装の食品における省略可能な表示事項

(第三条第三項関係)

＜パブコメ案＞

- ・表示可能面積が30cm²以下の場合は、安全性に関する表示事項(「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」及び「アレルギー」)については、**省略不可とする。**



＜修正案＞

- ・表示可能面積が**おおむね**30cm²以下の場合は、安全性に関する表示事項(「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルギー」及び「**フェニルアラニン化合物を含む旨**」)については、省略不可とする。
- ・加えて、**表示責任者を表示しなくてもよい場合**(食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合、不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合又は食品関連事業者以外の販売者が容器包装入りの加工食品を販売する場合)には、**製造所又は加工所の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入者にあつては、輸入業者の氏名又は名称)も省略不可とする。**

【理由】

- ・フェニルアラニン化合物を含む旨の表示は、食品衛生法第19条第1項に基づく表示の基準に関する内閣府令で義務付けられており、フェニルケトン尿症患者の安全性の確保のために重要な表示である。表示がされていない食品を、フェニルアラニン化合物が含まれていないものと誤認して摂取した場合、神経障害や脳障害など重大な健康危害が発生するおそれがあるため、省略不可とする必要がある。
- ・インストア加工された容器包装入りの食品を販売する場合又は食品関連事業者以外の販売者が容器包装入りの加工食品を販売する場合(例えば、小学校のバザーで保護者が袋詰めのカッキーを販売する場合や町内会の祭りで町内会の役員が瓶詰めの手作りジャムを販売する場合)は、表示責任者の表示が義務付けられおらず、当該食品については、表示責任者を通じて最終の衛生管理がなされた場所の情報を消費者が知ることができないため、その情報自体を表示する必要がある。

パブコメ案からの主な変更点⑤(続き)

主なパブコメ意見

- ・レフェニルアラニン化合物を含む旨の表示も、安全性の確保の上で重要であり、アレルゲンと同様に、表示を省略できない事項とすべき。
- ・表示可能面積が 30cm^2 以下の加工食品を販売する場合は、製造所の所在地及び名称等を省略することができ、一方、不特定又は多数の者に対して加工食品を譲渡する場合は、表示責任者を表示しなくてもよいこととされている。表示可能面積が 30cm^2 以下の加工食品は、無償譲渡される場合(「ご自由におとり下さい」と書いて陳列されている場合等)がある。不特定又は多数の者に対して譲渡する場合でも、表示面積を考慮した、表示基準にしていたいただきたい。

パブコメ案からの主な変更点⑥

6 経過措置期間

(附則 第三条、第四条関係)

<パブコメ案>

- ・経過措置期間(食品表示基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行の猶予期間)は、加工食品は2年、添加物は1年(いずれも、栄養成分表示については5年)とする。生鮮食品は、経過措置期間なし。



<修正案>

- ・加工食品及び添加物の全ての表示について5年とする。
- ・生鮮食品の表示については、1年6ヶ月とする。

【理由】

- ・製造所固有記号制度については、データベースの整備のため、平成27年度予算で所要額を要求し、その整備を終えてから施行することを予定。データベースが整備された時点からラベルの改版作業を始める事業者が多いと考えられることから、加工食品及び添加物のいずれについても、改版に必要な期間に一定期間を追加する必要がある。
- ・加工食品のうち、缶詰に入れられた食品については、経過措置期間を2年以上とるべき具体的な意見が提出された(「主なパブコメ意見」参照)。缶詰のラベルの改版作業は、効率的に作業を行えたとしても3年を要し、予期できない改版スケジュールのずれを加味すると、少なくとも4年を要すると考えられる。
- ・添加物については、平成20年の加工でんぷんに係る食品衛生法施行規則改正の際に2年半の経過措置期間を設けたことを考慮すると、①今回はその改正の際とは異なり、ほぼ全ての添加物について表示の変更が生じること、②賞味期限の長い業務用添加物については、経過措置期間内に販売できないと、製品の在庫消化ができないことから、新基準に基づく表示への移行には4年程度を要すると考えられる。
- ・生鮮食品については、任意に栄養表示をする場合には改版が生じることが考慮すると、改版に伴う負担を軽減するため、①包材の在庫処理に要する平均的な期間、②容器包装の発注から印刷までに要する期間、③改版内容の検討及び確認に要する期間を勘案し、1年6ヶ月の経過措置期間を要すると考えられる。

パブコメ案からの主な変更点⑥(続き)

主なパブコメ意見

- ・今回の食品表示基準の制定はほぼ全ての加工食品が改版の対象となること、包材印刷メーカー数、保有印刷版数、一日当たりの改版能力等から、改版作業だけで少なくとも3年を要し、また、アレルギー表示の方法の変更に伴う嚴重なチェック等を加味すると、全ての表示事項について経過措置期間を5年とすべきである。
- ・今回の食品表示基準の制定はほぼ全ての販売の用に供する添加物が改版の対象となること、保有印刷版数、包材の在庫消化、生産調整(製品の在庫消化を含む。)等を加味すると、平均して27か月、最長で44か月の経過措置期間が必要である。
- ・現在、栄養表示を行っている生鮮食品の鶏卵については、新たに、ナトリウムを食塩相当量の表示に修正する必要がある。特に中小事業者にとっては、印刷コストを縮減するために多量の包材を有していること、修正作業等のための事業者の負担が大きいことから、加工食品と同様2年間の経過措置期間が必要である。

参 考

(食品表示基準パブリックコメント案の 概要より抜粋)

食品表示基準案の策定方針

ー 現行58本の基準を1本に統合ー

消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定する

- 1 原則として、表示義務の対象範囲（食品、事業者等）については変更しない
 - ・ 例外として、食品衛生法とJAS法の基準の統合に当たり、加工食品と生鮮食品の区分などを変更
- 2 基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい階層構造とする
 - ・ 食品について、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
 - ・ 食品関連事業者等について、「食品関連事業者に係る基準」、「食品関連事業者以外の販売者に係る基準」に区分
- 3 2の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる
- 4 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す
 - ・ 対象成分、対象食品、対象事業者等について規定
- 5 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す
 - ・ 例えば、アレルギー表示のうち、特定加工食品（※）に係る表示（例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの）の見直し
 - ※ 一般的にアレルゲンを含むことが知られているため、それを表記しなくても、アレルゲンを含むことが理解できると考えられてきたもの（例：マヨネーズ（卵）、パン（小麦））

食品表示基準案(内閣府令)の構成

第一章 総則

- 第一条(適用範囲)
- 第二条(定義) ※別表1～3

第二章 加工食品

食品関連事業者に係る基準

一般用加工食品(第三条～第九条)

- 第三条(横断的義務表示)
 - 第1項【全ての食品に共通の表示 ※別表4～7、9、10】
 - 第2項【一定の食品に共通の表示 ※別表13～17】
 - 第3項【表示の省略(第1項・第2項の例外)】
- 第四条(個別的義務表示) ※別表18
- 第五条(義務表示の特例)
 - ①酒類
 - ②現地販売・無償譲渡に係る特例を規定
- 第六条(推奨表示)【飽和脂肪酸、食物繊維】
- 第七条(任意表示)【特色のある原材料、栄養強調表示等 ※別表11、12】
- 第八条(表示の方式等)
 - ①【原則(様式、文字サイズ等) ※別表19】
 - ②【様式の例外(名称・内容量)】
 - ③【製造所固有記号の表示箇所】
- 第九条(表示禁止事項)
 - 第1項【横断的禁止事項 ※別表20】
 - 第2項【個別食品に係る禁止事項 ※別表21】

業務用加工食品(第十条～第十四条)

- 第十条(義務表示)
 - 第1項【横断的義務表示、個別的義務表示】
 - 第2項【表示方法の例外】
 - 第3項【表示の省略】
- 第十一条(義務表示の特例)
 - ①酒類
 - ②外食用・現地販売用・無償譲渡用
 - ③容器包装なしに係る特例を規定
- 第十二条(任意表示)【特色のある原材料、栄養成分表示】
- 第十三条(表示の方式等) ※別表22
- 第十四条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者に係る基準 (第十五条～第十七条)

第三章 生鮮食品

食品関連事業者に係る基準

一般用生鮮食品(第十八条～第二十三条)

- 第十八条(横断的義務表示)
 - 第1項【全ての食品に共通の表示】
 - 第2項【一定の食品に共通の表示】
- 第十九条(個別的義務表示) ※別表23
- 第二十条(義務表示の特例)
 - ①現地販売・無償譲渡
 - ②容器包装なしに係る特例を規定
- 第二十一条(任意表示)【栄養成分表示、栄養強調表示等】
- 第二十二条(表示の方式等)
 - 第1項【原則(表示媒体、文字サイズ等)】
 - 第2項【表示媒体の例外(業者間取引)】
- 第二十三条(表示禁止事項)
 - 第1項【横断的禁止事項】
 - 第2項【個別食品(玄米・精米)に係る禁止事項】

業務用生鮮食品(第二十四条～第二十八条)

- 第二十四条(義務表示)
 - 第1項【横断的義務表示、個別的義務表示】
 - 第2項【産地表示の省略(原原料対象食品以外)】
- 第二十五条(義務表示の特例)
 - ①外食用・現地販売用・無償譲渡用
 - ②容器包装なしに係る特例を規定
- 第二十六条(任意表示)【栄養成分表示】
- 第二十七条(表示の方式等) ※別表24
- 第二十八条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者に係る基準 (第二十九条～第三十一条)

第四章 添加物

食品関連事業者に係る基準 (第三十二条～第三十六条)

- 第三十二条(義務表示)
 - 第1・2項【一般用添加物に係る義務表示 ※別表8】
 - 第3項【業務用添加物に係る義務表示】
- 第三十三条(義務表示の特例)・・・無償譲渡に係る特例を規定
- 第三十四条(任意表示)
- 第三十五条(表示の方式等)
- 第三十六条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者 に係る基準 (第三十七条～第三十九条)

第五章 雑則

- 第四十条(生食用牛肉の注意喚起表示)
- 第四十一条(努力義務)
 - 第1項【一般用加工食品の表示に係る努力義務】
 - 第2項【書類の整備・保存に係る努力義務】

附則

- 第一条(施行期日)
- 第二条(現行の府令及び告示の廃止)
- 第三条【加工食品に係る経過措置】
- 第四条【添加物に係る経過措置】
- 第五条【処分、罰則等に係る経過措置】

現行制度からの主な変更点①

1 加工食品と生鮮食品の区分の統一

(第二条第一項第一・二号、別表第一・二参照)

JAS法と食品衛生法において異なる食品の区分について、JAS法の考え方に基づく区分に統一・整理

【新たに加工食品に区分されるもの】

現行の食品衛生法では表示対象とはされていない、軽度の徹塩、生干し、湯通し、調味料等により、簡単な加工等を施したもの(例:ドライマンゴー)についても、「加工食品」として整理。その結果、新たに、アレルゲン、製造所等の所在地等の表示義務が課される。

異種混合の食品のうち、刺身盛り合わせ等に組み合わせたり盛り合わせたただけのもの、の表示の取扱いについては、第5回生鮮食品・業務用食品に関する調査会において、更なる検討を要する旨取りまとめられた。

2 製造所固有記号の使用に係るルールの改善(注1)

(第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項、第十条第一項第七号、第三十二条第一項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項、同条第三項第五号関係)

-原則として、2以上の工場で製造する商品のみ利用可能

-製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示

- ①製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ②製造所所在地等を表示したHPアドレス等
- ③当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

(注1) 上記消費者庁案に加え、食品表示部会において、委員から以下の案が提案された。

- ① 製造所又は加工所の所在地を表示することが原則であり、例外規定である製造所固有記号の使用は認めない。
- ② 例外規定を認める条件を明確化し、表示面積により記載が難しいなど、定められた条件を満たした場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- ③ 例外規定として、「共用包材によるコスト削減のメリットがある場合」、「表示可能面積に制約がある場合」に加え「販売者が食品の安全性の責任を有するため販売者を表示する場合」を追加し、この3つのそれぞれの場合において、製造所固有記号による表示を可能とする。
- ④ 例外規定として、自社の複数工場で生産をしている場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- ⑤ 消費者が製造所を知りたいということであれば、現行データベースの改善、応答義務、知りたい製造所を固有記号からたどれる仕組み(消費者の検索利用)、製造所固有記号の再審査制の4つの取組を行う。
- ⑥ 現行制度の問題点が整理されていない段階で、明らかに問題とされている消費者庁のデータベースの改善措置のみ講じる。

[食品表示部会加工食品の表示に関する調査会報告書(平成26年6月20日消費者委員会食品表示部会)]
加工食品の表示に関する調査会「9. おわりに」(1) 製造所固有記号について より抜粋]

現行制度からの主な変更点②

3 アレルギ―表示に係るルールの改善

(第三条第二項の表の別表第十三に掲げる食品を原材料とする加工食品及び特定原材料に由来する添加物を含む食品の項、第十条第一項第八号、第三十二条第二項の表の特定原材料に由来する添加物の項、同条第三項第六号関係)

- ・特定加工食品及びその拡大表記(注2)を廃止することにより、より広範囲の原材料についてアレルゲンを含む旨の表示を義務付け
- ・消費者の商品選択の幅を広げるため、個別表示を原則とし、例外的に一括表示を可能とする。
- ・一括表示する場合、一括表示欄を見ることでその食品に含まれる全てのアレルゲンを把握できるよう、一括表示欄に全て表示(現行は、例えば、「卵」や「小麦」が原材料として表示されている場合や、「たまご」や「コムギ」が代替表記(注3)で表示されている場合は、改めて一括表示欄に表示しなくともよいが、今後は、「卵」、「小麦」も一括表示欄に改めて表示が必要)等

4 栄養成分表示の義務化

(第三条第一項の表の栄養成分の量及び熱量の項、第三十二条第一項の表の栄養成分の量及び熱量の項関係)

食品関連事業者(注4)に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務付け

【義務】 エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)

【任意(推奨)】 飽和脂肪酸、食物繊維(第六条関係)

【任意(その他)】 糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類(第七条の表の栄養成分の量の項関係)

(注4) ①消費税法第9条に規定する小規模事業者(課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者)(第三条第三項の表の栄養成分の量及び熱量の項の五、第三十二条第四項の表の栄養成分の量及び熱量の項の三関係)、②業務用食品を販売する事業者(第十条第一項、第三十二条第三項参照)及び③食品関連事業者以外の販売者(第十五条、第三十七条参照)は、栄養成分を表示しなくともよい。

5 栄養強調表示に係るルールの改善

【相対表示(コーデックスの考え方を導入)】

- ・低減された旨の表示をする場合(熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム)及び強化された旨の表示をする場合(たんぱく質及び食物繊維)には、絶対差に加え、新たに、25%以上の相対差が必要(栄養強調表示をするための要件の変更)
- ・強化された旨の表示をする場合(ミネラル類(ナトリウムを除く)、ビタミン類)には、「含む旨」の基準値以上の絶対差に代えて、栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差(固体と液体の区別なし)が必要(絶対差の計算方法の変更)

(第七条の表の栄養成分の補給ができる旨の表示の項、同表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の項、第二十一条の表の栄養成分の補給ができる旨の表示の項、同表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の項関係)

【無添加強調表示(コーデックスの考え方を導入。新規)】

食品への糖類無添加に関する強調表示及び食品へのナトリウム塩無添加に関する強調表示(食塩無添加表示を含む)は、それぞれ、一定の条件が満たされた場合にのみ行うことができる。

(第七条の表の糖類を添加していない旨の表示の項、同表のナトリウム塩を添加していない旨の表示の項関係)

(注2) 特定加工食品の拡大表記

表記に特定加工食品の名称を含むことにより、アレルゲンを含むことが予測できると考えられてきた表記

(例: からしマヨネーズ<卵を含む>、ロールパン<小麦を含む>)

(注3) 代替表記

表記方法や言葉が違うが、アレルゲンを含む食品と同一であるということが理解できる表記

(例: たまご<卵と同一>、コムギ<小麦と同一>)

現行制度からの主な変更点③

6 原材料名表示等に係るルールの変更

【パン類、食用植物油、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料】

他の加工食品同様、原材料又は添加物を区分し、それぞれに占める重量の割合の多いものから順に表示

(第三条第一項の表の原材料名の項、同表の添加物の項参照)

【複合原材料表示について、それを構成する原材料を分割して表示した方が分かりやすい場合】

構成する原材料を分割して表示可能

(第三条第一項の表の原材料名の項の1の二関係)

【プレスハム、混合プレスハム】

原材料名中のでん粉の表示に「でん粉含有率」を併記していた点について、「ソーセージ」、「混合ソーセージ」同様、「でん粉含有率」の表示事項の項目を立てて表示

(別表第十八のプレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージの項関係)

等

7 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善

【一般消費者向けの添加物】

新たに、「内容量」「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示

(第三十二条第一項の表の内容量の項、同表の食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の項関係)

【業務用の添加物】

新たに、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示

(第三十二条第三項第四号関係)

8 通知等に規定されている表示ルールのうち、基準に規定するもの

通知等に規定されている以下のルールを、新たに、食品表示基準に規定

-安全性の確保の観点から、指導ではなく、表示義務を課すべき表示ルール (フグ食中毒対策の表示及びびポツリヌス食中毒対策の表示)

(別表第十八・二十三関係)

-分かりやすい食品表示基準を策定するという観点から、食品表示基準と通知等にまたがって表示ルールが規定されるのではなく、基準にまとめて

規定すべき表示ルール (第三条第二項の表の特定保健用食品の項、別表第十八・十八等関係)

9 表示レイアウトの改善

【表示可能面積が30cm²以下の場合】

安全性に関する表示事項(「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」及び「アレルギー」)については、省略不可

(第三条第三項、第四条ただし書き参照)

【添加物以外の原材料と添加物】

区分を明確に表示

(別記様式一関係)

※ 経過措置期間(食品表示基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行の猶予期間)は、加工食品は2年、添加物は1年(いずれも、栄養成分表示については5年)。なお、生鮮食品は経過措置期間なし。

【参考】食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。
(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定
消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示
消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与
効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大
【新制度】
食品を摂取する際の安全性
一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保
←
・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
・JAS法…品質に関する適正な表示
・健康増進法…国民の健康の増進
○ 基本理念 (3条)
・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準 (4条)

○ 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
○ 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守 (5条)

○ 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等 (6条・7条)

○ 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
○ 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
○ 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
○ 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等 (8条～10条)

○ 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

○ 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
→内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
○ 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任 (15条)

○ 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
○ 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則 (17条～23条)

○ 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

○ 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
○ 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考) 表示基準(府令レベル)の取扱い

○ 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

○ 中食・外食(アレルギ表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
○ 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示レベルの調査等を実施
○ 加工食品の原料原産地表示の取扱い
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示レベルの調査等を実施
→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
○ 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等